

## 個別労働関係紛争のあっせんにならない紛争例

- ・労働者と事業主の私的な関係における金銭の貸借に関する紛争など労働関係に関しない事項についての紛争
- ・労働者が不満を持っているが、内容を会社に伝えていない場合や、相手方と交渉中など「紛争」になっていないもの
- ・閉鎖した工場への現職復帰をあっせん事項とするなどあっせんを希望する内容を実現することが不可能であることが明らかな紛争
- ・労働者の募集及び採用に関する事項についての紛争
- ・裁判所において係争中である又は確定判決等が出された紛争
- ・労働基準法等の法令違反で他の機関で処理することが適切と認められる紛争
- ・労働局によるあっせん等他の機関による個別労働紛争解決制度において手続きが進行している又は合意が成立し解決した紛争
- ・既に当労働委員会によるあっせんで終了した紛争(申請が取り下げられた場合を除く。)
- ・個々の労働者に係る事項のみならず、これを超えて、事業所全体にわたる制度の創設及び賃金額の増加等を求めるいわゆる利益紛争
- ・紛争の原因となった行為の発生から長期間経過しており、的確なあっせんを行うことが困難である紛争
- ・申請者の主張が著しく根拠を欠いていると認められる紛争

\*国家公務員、地方公務員等については、原則対象となりません。